長野地方最低賃金審議会

計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金専門部会(第3回、第4回)の開催について

標記専門部会を下記のとおり開催いたしますので、傍聴を希望される方は、 下記の要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 開催日時・開催場所
- (2) 第 4 回(予備) 令和 7 年10月30日(木)午前10時00分~ 長野労働局 1 階会議室
- 2 議題
 - (1) 計量器等製造業最低賃金の改正審議について
 - (2) その他
- 3 傍聴者 原則5名まで
- 4 申し込み要領
- (1) 傍聴希望者は傍聴希望者ごとに、傍聴を希望される審議会の開催日、 住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、それぞれ開催される6日 前までに、はがき又はE-mailにて下記の宛先までお申し込みください。
 - ・ はがきの場合:〒380-8572

長野市中御所 1 - 22 - 1 長野労働総合庁舎 長野労働局労働基準部賃金室 宛

- ・ E-mail の場合:chinginshitsu-naganokyoku@mhlw.go.jp
- (2) 会場収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。

なお、抽選の結果、傍聴できない方につきましては、はがきにて 連絡いたしますが、傍聴できる方につきましては、特段連絡はいた しません。 (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越しください。 なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させてい ただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかる証 明証(自動車運転免許証等)をお持ちください。

5 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
- (2) 車椅子をお使いになられる方はその旨お申し込みの際にお書き添えいただきますとともに、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の御名前も併せてお書き添えください。
- (3) 審議状況によっては、開催日時の変更、開催しない場合があります。

長野地方最低賃金審議会事務局(長野労働局基準部賃金室) TEL 026-223-0555

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないよう にしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、また拍手することはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の 進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び長野地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従ってください。

なお、上記の各事項に反する行為を行う場合には、会長は、その行為者を 退場させることがあります。